



米国税務 FATCA 関連情報

2015 年 FATCA 報告様式 8966 インストラクション(最終版) の公表

アメリカ

2016 年 1 月 18 日

外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) 施行から既に 1 年半が経過し、2015 年 FATCA 報告の当初期限が 2016 年 3 月 31 日に迫る中、2015 年 FATCA 報告様式 8966 のインストラクション(最終版)、電子報告免除申請書(様式 8508-I)、および、紙ベースによる報告に使用されるカバーシート(様式 8966-C)の 3 点が相次いで公表された。

本ニュースレターでは、2015 年 FATCA 報告様式 8966 について 2014 年 FATCA 報告時からの変更点、および、電子報告による FATCA 報告の免除申請について解説する。

1. 2015 年 FATCA 報告様式 8966:2014 年 FATCA 報告様式 8966 からの変更点

2015 年 FATCA 報告様式 8966 について、2014 年 FATCA 報告様式 8966 からの主な変更点は下表のとおり。ただし、電子報告における XML スキーマに下表に関連する変更はなく、電子報告を行う限りにおいて、下記変更点の検討の必要はない(2015 年 FATCA 報告において XML スキーマに適用されるルールについては次ページ)。一方、第 3 回となる 2016 年 FATCA 報告からは XML スキーマに変更が加えられるとされており、2016 年 FATCA 報告までに下記変更が反映された XML スキーマが公表されるものと考えている。

	2014 年 FATCA 報告様式 8966 からの変更点
様式最上部	ゼロ申告のためのチェックボックスの追加 <ul style="list-style-type: none"> 報告対象口座がない旨の報告(ゼロ報告)を行う場合にはチェックをする
パート 1 報告者の情報	Line 1b に「報告者カテゴリー」欄の追加 <ul style="list-style-type: none"> インストラクションに記載された報告者のカテゴリーを 2 桁の数字で記載する 例: Reporting Model 2FFI 「04」、登録みなし遵守 FFI の場合「02」
パート 2 口座保有者・受取人の情報	Line 1b に口座保有者が個人か事業体かを問うチェックボックスの追加 <ul style="list-style-type: none"> 個人または事業体のいずれかにチェックをする
パート 3 口座残高・支払額等の情報	Line 3b に閉鎖口座チェックボックスの追加 <ul style="list-style-type: none"> 報告口座が暦年中に閉鎖された口座の場合にはチェックをする

※ 上記のほか、初回の 2014 年 FATCA 報告では報告不要であった、報告対象口座への利子・配当・その他支払の情報について、第 2 回の 2015 年 FATCA 報告ではパート 3 の Line 4a, 4b, 4d にて報告を行うことが求められる。

なお、上記 2015 年 FATCA 報告様式 8966 に加えられた変更とは別に、2015 年 FATCA 報告電子報告における XML スキーマに適用されるルールは下表の 2 点。

2015 年 FATCA 報告 XML スキーマに適用されるルール	
DocRefID 設定ルールの追加	<p>DocRefID の先頭に報告機関の GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号) を入力することとなった</p> <p>➢ 新たな DocRefID のフォーマットは以下のとおり 【報告機関の GIIN】【.(ドット)】【報告データごとに特有のもので 21 桁以上 200 桁以下の値】</p>
TIN (Taxpayer Identification Number: 米国納税者番号) 不要の米国人口座の報告	<p>米国人支配者を有する投資 NFFE (Non-Financial Foreign Entity: その他の外国事業体) の口座で、当該投資 NFFE が TIN を保有しない場合、TIN の代わりに 9 桁のゼロを入力</p> <p>➢ これにより TIN 不在のエラーを防ぐ</p>

2. 電子報告免除申請について(様式 8508-I)

FATCA 規則上、外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」) に該当する場合には、原則、米国国内歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) が指定する国際間データ交換サービス (International Data Exchange Service: 以下「IDES」) を通じた電子報告を行うことが求められている。しかし、電子報告を行うことが困難である等の一定の要件を満たす場合、電子報告の免除を申請する様式 (様式 8508-I) の提出を行い、この申請が IRS によって承認されると、紙ベース (様式 8966) による報告が可能となる。

様式 8508-I にて免除申請を実施する場合、本来の様式 8966 の提出期限から 45 日以前までに様式 8508-I および、免除対象となる理由に関する必要添付書類を併せて IRS 所定の住所へ送付することが求められる。提出された電子報告の免除申請は自動承認ではなく、IRS によって精査され、電子報告免除の可否について IRS からその結果通知を受け取ることとなる。

なお、具体的な免除対象となる理由は以下のとおりであり、特に電子報告の過度の困難さを理由とする申請においては、その困難さを証明するための下記 5 種類の説明書類を添付しなければならず、簡単に免除が申請、承認されるわけではないので留意されたい。

電子報告免除の理由と添付が求められる書類

- 電子報告が過度に困難 (Undue hardship) である: 下記のすべての書類を添付すること
 - 求められる電子報告の期限内実施に向けた要件を満たすために講じた措置、および、その措置が達成されなかった理由の詳細を説明する文書
 - 電子報告実施のために発生する追加費用の見積もり (ソフトウェアの購入やアップデート、また、現状のシステムに対しプログラミングを行うこと、または、電子報告のためのファイルを作成することについて各サービスプロバイダーから請求を受ける費用のみを反映した総額を示すこと。過年度に発生した費用は認められない。)
 - 上記見積もり費用の計算を裏付けるものとして、紙ベースによる報告において見積もられる費用、および、電子報告において見積もられる費用の詳細
 - 適切な財務諸表にて表示される、当該事業体の課税年度末時点における総資産額
 - 将来の FATCA 報告において電子報告の実施能力を確保するために講じる措置

- 米国連邦倒産法第 7 章における倒産: 下記書類を添付すること
 - 破産申請書の写し、および、当該破産が様式 8966 の電子報告を困難にする旨の説明書面
- 大惨事(Catastrophic event, 例: 自然災害): 下記書類を添付すること
 - 当該大惨事の内容、大惨事の発生日、および、大惨事が当該事業体の電子報告の実施能力に与える影響、のすべてを含む説明書面

自身の FATCA 報告の電子報告免除のほかに、スポンサー事業体としてのスポンサー付事業体の電子報告の免除を申請する場合、それぞれに対する免除申請の提出が必要となる。

なお、免除申請の承認なしに紙ベースによる報告を行った場合、内国歳入法 6721 条から 6724 条に規定される罰則が課せられる可能性があることが明記されており、十分に留意されたい。

3. 紙ベースによる様式 8966 のカバーシートについて(様式 8966-C)

電子報告の免除様式と同時に、紙ベース報告を実施する際のカバーシートとして、様式 8966-C が公表された。これは、紙ベースで様式 8966 を IRS に報告する際、様式 8966 の送達状として併せて送付を行うもので、様式 8966 の提出の種別ごと(当初報告、修正報告、訂正報告、報告取消し)に添付することが求められる。

当該様式 8966-C では様式 8966 と同様の報告金融機関の名称、GIIN、住所に加え、上記様式 8966 の提出種別、および、添付される様式 8966 の枚数を記載することとなる。

4. おわりに

電子報告免除申請と紙ベースによる報告のカバーシートが公表されたものの、日本の報告金融機関においてはこれを利用できるケースは限定的であると想定され、FATCA の電子報告実施のための準備が必要となる。なお、昨年後半より、FFI の代理となる「第三者報告者(Third Party Prepares)」による報告が可能となっている。デロイト トーマツ税理士法人では、これに必要となる第三者報告者としての FATCA Identification Number(FIN)を取得し、初回の 2014 年 FATCA 報告において、報告の代行を含む全面的サポートを実施。100 社を超える日本国内金融機関に FATCA 報告支援サービスを提供した。2015 年 FATCA 報告においては、2014 年 FATCA 報告のノウハウを踏襲しつつ、新たに設けられた第三者報告者(Third Party Prepares)としての機能を活用することで日本国内金融機関の作業負担を軽減したサポートの提供を予定している。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアアソシエイト	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
シニアアソシエイト	川人 律子	ritsuko.kawato@tohatsu.co.jp
シニアアソシエイト	五十嵐 由衣	yui.igarashi@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等することはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。